

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

1 開会年月日

令和7年6月2日（月）

2 開会場所

第二委員会室

3 出席委員（10名）

委 員 長	山 田	ひろこ
理 事	金 子	てるよし
理 事	田 中	としかね
理 事	岡 崎	義 顕
理 事	上 田	ゆきこ
委 員	宮 本	伸 一
委 員	市 村	やすとし
委 員	豪	一
委 員	品 田	ひでこ
委 員	板 倉	美千代

4 委員外議員

議 長	白 石	英 行
副 議 長	田 中	香 澄

5 出席説明員

成 澤 廣 修	区 長
佐 藤 正 子	副区長
加 藤 裕 一	副区長
丹 羽 恵玲奈	教育長
新 名 幸 男	企画政策部長
竹 田 弘 一	総務部長
榎 戸 研	防災危機管理室長
高 橋 征 博	区民部長
長 塚 隆 史	アカデミー推進部長

鈴木 裕 佳	福祉部長兼福祉事務所長
矢 島 孝 幸	地域包括ケア推進担当部長
多 田 栄一郎	子ども家庭部長
矢 内 真理子	保健衛生部長兼文京保健所長
鵜 沼 秀 之	都市計画部長
小 野 光 幸	土木部長
木 幡 光 伸	資源環境部長
松 永 直 樹	施設管理部長
宇 民 清	会計管理者会計管理室長事務取扱
吉 田 雄 大	教育推進部長
渡 邊 了	監査事務局長
畑 中 貴 史	総務課長

6 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
調整主査	下 笠 由美子
議事調査主査	杉 山 大 樹
議事調査主査	小松崎 哲 生
議事調査主査	糸日谷 友
議事調査主査	菅 波 節 子
主 事	阿 部 隆 也
主 事	眞 鍋 由起子
係 員	平 尾 和 香

7 本日の付議事件

- (1) 6 月定例議会提案事項について
- (2) 意見書について
- (3) 一般質問について
- (4) 議席の変更について
- (5) 全員協議会の座席について
- (6) 議員用メールボックスの配置の変更について
- (7) 議事日程・追加議事日程について

- (8) 請願について
 - (9) 本会議の流れ及び所要時間について
 - (10) 展望ラウンジ閉鎖に伴う議場ロビーの一般開放について
 - (11) その他
-

午前 9時58分 開会

○山田委員長 それでは、少々早いですが、これより議会運営委員会を開会させていただきます。

委員等の出席状況です。

委員におきましては、全員出席いただいております。

また、理事者におかれましても、出席をいただいております。

○山田委員長 まず初めに、6月定例議会提案事項についてです。

6月定例議会提案事項の説明を受けたいと思います。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 おはようございます。

令和7年6月区議会定例議会の提案事項につきまして、御説明を申し上げます。

現時点で予定をしております案件は、条例案10件、事件案10件の20件でございます。

それでは、提案事項のデータを御覧ください。

第1は、「文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、個人番号を利用する事務を追加するため、提案するものでございます。

改正内容は、番号法第9条第2項の規定に基づく個人番号を利用する事務に、御覧の事務を追加するものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

第2は、「文京区特別区税条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、地方税法の一部改正等に伴い、規定を整備するため、提案するものでございます。

改正内容のアは、特定親族特別控除の創設に伴う規定の整備で、所得割の納税義務者と生計を一にし、年齢19歳以上23歳未満、かつ、一定の所得要件を満たす控除対象扶養親族に該

当しない者を有する者について、特定親族特別控除として、前年の総所得金額等から最高45万円を控除するものでございます。

また、当該特定親族特別控除の導入に伴い、所得が公的年金等のみである者に係る区民税の申告義務等に係る規定を整備するものでございます。

イは、加熱式たばこの課税標準を、（ア）及び（イ）に記載する方法によって換算した紙巻きたばこの本数の合計数とするものでございます。

ウは、その他規定の整備をするものでございます。

施行期日は、令和8年1月1日で、（2）イについては令和8年4月1日、（2）ウの一部については公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日でございます。

また、経過措置につきましては、令和8年4月1日から同年9月30日までの間に売渡し等が行われた加熱式たばこの課税標準について、激変緩和のための段階的な措置を規定するものでございます。

2 ページを御覧ください。

第3は、「文京区景観づくり条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、文京区景観づくり審議会に係る規定を整備するため、提案するものでございます。改正内容のアは、審議会の委員から区職員を除くものでございます。

イは、審議会の効率的な運営を図るため、小委員会を設置することができるものとするものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

第4は、「文京区建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度における説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定める条例」で、新規制定でございます。

本案は、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における説明義務制度の対象となる建築物の用途及び建築物の規模について定めるため、提案するものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日でございます。

第5は、「文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、湯島自転車駐車場の位置を変更し、一時利用制自転車駐車場を新設するため、提案するものでございます。

施行期日は、令和7年11月1日でございます。

3 ページを御覧ください。

第6は、「文京区保育所における保育に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、保育料の第一子無償化の実施に伴い、利用者負担に係る規定を整備するため、提案するものでございます。

改正内容は、保育所における保育に係る費用を0円とするほか、規定を整備するものでございます。

施行期日は、令和7年9月1日でございます。

第7は、「文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設に係る規定を整備するため、提案するものでございます。

改正内容のAは、特定教育・保育施設等との連携に係る規定の整備で、特定地域型保育事業者による連携施設の確保が著しく困難であると認める場合に、連携協力者の適切な確保等の要件を満たすときは、当該連携施設の確保に係る規定を適用しないこととすることができるとするほか、規定を整備するものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

4ページを御覧ください。

第8は、「文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等における連携施設に係る規定について、ただいま御説明いたしました第7の条例と同様の内容の改正を行うほか、規定を整備するものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

第9の「文京区立認定こども園条例の一部を改正する条例」及び第10の「文京区立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例」は、いずれも、保育料の第一子無償化の実施に伴い、利用者負担に係る規定を整備するため、提案するものでございます。

改正内容は、第6で御説明いたしました、文京区保育所における保育に関する条例の一部改正に伴い、御覧のとおり引用条文の整備を行うほか、規定を整備するものでございます。

施行期日は、令和7年9月1日でございます。

5ページを御覧ください。

第11から第20までは、いずれも事件案でございます。

第11は、「文京区男女平等センター改修その他機械設備工事請負契約」でございます。

本件は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約で、契約金額は、金2億1,462万1,000円、契約の相手方は、REC・松嶋建設共同企業体でございます。

構成員の代表者は、東京都文京区千駄木三丁目46番2号、株式会社REC東京本店、執行役員本店長、板倉信幸で、以下、構成員は御覧のとおりでございます。

第12は、「文京区シビックセンター低層及び高層用昇降機設備改修工事請負契約」でございます。

本件は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約で、契約金額は、金13億8,050万円、契約の相手方は、東京都千代田区丸の内二丁目5番1号、三菱電機ビルソリューションズ株式会社東日本支社、取締役常務執行役員支社長、宇和川慎一でございます。

第13は、「文京区立第九中学校特別教室改修工事（第1期）請負契約」でございます。

本件は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約で、契約金額は、金3億4,281万5,000円、契約の相手方は、東京都文京区本駒込二丁目19番3号、トリヤマ株式会社、代表取締役、鳥山幸得太でございます。

6ページを御覧ください。

第14は、「文京区立第三中学校特別教室改修工事（第1期）請負契約」でございます。

本件は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約で、契約金額は、金3億3,363万円、契約の相手方は、東京都文京区千石四丁目26番19号、株式会社リン・ドス、代表取締役、東海林諭でございます。

第15は、「文京区立第八中学校特別教室改修工事（第1期）請負契約」でございます。

本件は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約で、契約金額は、金3億949万6,000円、契約の相手方は、東京都文京区千駄木二丁目42番8号、株式会社上之原工務店、代表取締役、上之原一光でございます。

第16は、「文京区立林町小学校特別教室改修工事（第1期）請負契約」でございます。

本件は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約で、契約金額は、金3億157万6,000円、契約の相手方は、東京都文京区本郷二丁目31番10号、伊藤工業株式会社、代表取締役、佐々木淳子でございます。

7ページを御覧ください。

第17は、「文京区立第一中学校特別教室改修工事（第1期）請負契約」でございます。

本件は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約で、契約金額は、金2億6,541万9,000円、契約の相手方は、東京都文京区千石三丁目29番26-101号、山口建設株式会社、代表取締役、山口巖でございます。

第18は、「文京区立湯島小学校特別教室改修工事（第1期）請負契約」でございます。

本件は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約で、契約金額は、金2億991万3,000円、契約の相手方は、東京都文京区本郷二丁目31番10号、伊藤工業株式会社、代表取締役佐々木淳子でございます。

第19は、「文京区立大塚小学校特別教室改修工事（第1期）請負契約」でございます。

本件は、制限付き一般競争入札による契約で、契約金額は、金1億9,360万円、契約の相手方は、東京都文京区千駄木二丁目42番8号、株式会社上之原工務店、代表取締役、上之原一光でございます。

8ページを御覧ください。

第20は、「文京区立白山東児童館・白山東会館改修工事請負契約」でございます。

本件は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約で、契約金額は、金3億5,370万5,000円、契約の相手方は、東京都文京区千石三丁目29番26-101号、山口建設株式会社、代表取締役、山口巖でございます。

なお、今後、追加で御提案申し上げる案件が生じてくる予定でございます。その際には、正副議長に御相談を申し上げ、適切に対処させていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

提案事項については、以上でございます。

○山田委員長 ただいま御説明いただいた提案事項の付託委員会についてですが、1番及び2番並びに11番及び12番の4件は総務区民委員会に、3番から5番までの3件は建設委員会、6番から10番まで及び13番から20番までの13件は文教委員会に、それぞれ付託することとしたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○山田委員長 そのように決定させていただきます。

○山田委員長 次に、意見書についてです。

資料2「意見書案」を御覧ください。

意見書案を提出した会派から、提案説明を受けることといたします。

順番に、日本共産党さん、公明党さん、AGORAさんの順に提案説明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○金子委員 日本共産党からは、4本の意見書案を提案させていただきます。

まず1つ目は、「介護保険事業者への財政支援と介護保険報酬の臨時改定を求める意見書（案）」です。

2024年度に訪問介護の報酬が2～3%引き下げられました。今年度に入りまして、4月に開かれた社会保障審議会介護給付費分科会では、この1年間の改定後の検証報告が行われ、全国的に6割の事業所減収という厳しい経営状況が明らかになっております。介護事業所の倒産なども増えているという状況も明らかになっております。

厚労省の分科会においては、全国市長会の代表の大阪の豊中の市長さんが、次期改定を待たず、必要な見直しを行う仕組みの導入を求める発言をされています。

また、5月に入り、全国知事会は、厚生労働省に対して、基本報酬の引下げという事態について、訪問型の介護事業者などが特に厳しい経営環境に直面しているということに関して、極めて深刻な状況というふうに指摘をしております。

全国市長会は、その上で、介護保険報酬の臨時改定を速やかに講じるとともに、事業継続に向けた緊急の財政支援、物価や賃金の上昇に応じて適切な報酬をスライドさせる仕組みの導入も求めています。

こういった状況に鑑みまして、文京区議会として、介護事業所への国による直接的な財政支援、訪問介護報酬の復活、介護保険の国庫負担を10%引き上げるなどを求める意見書案となっております。

2本目は、「米を安定的に供給するために農業を基幹的産業と位置付け抜本的な予算の増額を求める意見書（案）」です。

米の値段が高騰しております。生産者の問題という点で考えますと、この10年間で米農家が46万戸減っております。そこには、この間の農政が減反と減算を農家に押しつけてきたという深刻な実態があります。

加えて、円安の影響で、海外などからの肥料などの値上がり、そうした経費の増加という状況もあります。

こうした減反の押しつけ、米の価格の市場任せ、こういった状況の中で、本来は米のような主食については、安定供給や価格について国が責任を持つ必要があるというふうに思いま

す。

これまでの生産者に自己責任を求める農政を転換して、農業を基幹的産業として位置付け、米の生産の担い手も農地も増やす政策を取る必要があるというふうに考え、農産物の再生産可能な価格や農家の所得補償を行うため、農水産予算を大幅に増額することを求める意見書となっております。

3本目は、「日本学術会議法案の廃案を求める意見書（案）」です。

政府が提出した日本学術会議の法人化を内容とする日本学術会議法案は、5月13日に参議院へと送られております。

日本学術会議の歴代の会長6名の方が、「日本の学術の終わりの始まり」ということで、この法案について指摘をされております。

日本学術会議は、第二次世界大戦後に、科学者コミュニティが、戦争協力への反省を行ったということの反省を下につくられた歴史があります。1950年には、「戦争を目的とする科学の研究は絶対に行わない」旨の声明も出されており、政治権力・外部からの独立性を保って活動してきた歴史があります。

本法案については、学術会議のこうした使命が見失われることが危惧されます。そうした点から、文京区議会として政府や国会に、過去の戦前の過ちを繰り返さないためにも、学術会議の独立性・自律性を損なう本法案は早急に撤回し、廃案にすることを求める意見書案です。

最後に、4本目です。「都営交通の子ども運賃は適用範囲を18歳まで広げることを求める意見書（案）」です。

子どもの公共交通の運賃は、6歳未満が無料、12歳未満は小児運賃で半額ですが、中学生以上になると行動範囲が広がるのに大人運賃となり、交通費の負担が一気に重くなります。

この子ども運賃の根拠というのは、今から80年以上前の1937年につくられた省令の鉄道運輸規程で、12歳未満までを小児とし、12歳以上を大人と区分していることにあります。この省令については、昨今、国交省が、「規定よりも低廉なものとするのを妨げるものではない」と答弁しており、規定の料金や年齢設定は、最低基準であり、割引の上乗せは事業者の判断で可能であることが明らかになっています。

以下、記述してあるように、各国の状況、国内の状況などを見ましても、子どもの運賃の年齢対象を拡大し、小学生でなく、中学生や高校生、6歳から18歳までの運賃半額の「子ども運賃」を適用するよう、都営交通が率先して踏み出すこと。

また、同様の趣旨から、学生・専門学校生なども交通費負担の軽減に向けて、「学生向け割引フリーパス」の交付事業なども東京都に求める意見書案となっております。

よろしくお願いします。

○山田委員長 次に、公明党さん。

○宮本委員 公明党から3本の意見書案です。

まず1つ目が、「地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書（案）」です。

消費者被害を防ぐためには、相談体制の確保や消費者教育や啓発など、地方消費者行政の充実・強化が図られなければなりません。国が措置し、地方消費者行政の下支えとなってきた地方消費者行政推進交付金は、令和7年度末には多くの地方公共団体で活用期間が終わるため、交付金を活用して実施してきた相談体制の維持や、啓発・消費者教育に係る事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政の後退・縮小が懸念されます。

また、被害の防止・救済の根幹である消費生活相談においては、相談員の高齢化等による担い手不足が深刻な問題となっています。相談員の担い手を確保し、安定的に業務を継続できるよう雇用形態や処遇等の改善が求められており、国の指導により速やかな制度設計と予算措置を行うことが必要です。

さらに、消費生活相談のデジタル化に向け、国は、全国消費生活情報ネットワークシステムに代わる新たなシステムの整備を予定していますが、端末のリース費用やセキュリティ対策の継続的な更新費用などは、地方公共団体の負担とされており、これらの経常的費用も国の責任で措置すべきです。

よって、文京区議会から政府に対しまして、以下3つの項目について要望する意見書案です。

続きまして、「米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書（案）」です。

米国の関税措置に関し、将来の不確実性が増しており、今後、国内への景気下押し圧力のみならず、世界的な景気後退につながるのではないかと不安の声が寄せられています。

特に、我が国の基幹産業であり、裾野の広い自動車関連企業をはじめとする、多くの事業者の設備投資への判断や賃上げの深刻な影響が懸念されており、早急な解決策が求められています。

また、その影響を最も強く受ける中小企業や小規模事業者を守り支えることが、今後の日

本経済の成長には不可欠です。

よって、文京区議会から政府に対しまして、以下3つの項目を求める意見書案でございます。

最後に、「若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書（案）」です。

我が国の被選挙権年齢は、公職選挙法により衆議院議員・地方議会議員については、満25歳以上、また参議院議員については、満30歳以上と規定されています。

この被選挙権について最高裁判所においては、被選挙権は選挙権と表裏一体の関係にある重要な権利であり、被選挙権は、「憲法第15条1項の趣旨に照らし、基本的人権の一つとして、憲法の保障する重要な権利である」との見解が示されています。

我が国では、成人年齢及び選挙権年齢である満18歳になると、親の同意なしに、会社を設立し、代表取締役就任することが可能となり、また裁判員や検察審査員として重大な刑事事件等にも関与することができるにもかかわらず、被選挙権年齢は満25歳以上となっています。

一方で、OECD加盟国では、下院での被選挙権年齢は満18歳以上が23か国、60.5%と最も多くなっており、日本の衆議院のように25歳以上というのは、5か国、13.2%と少数派となっているのが現状です。

また、選挙権年齢と被選挙権年齢を18歳以上と統一している国も過半数を超えています。

全国町村議長会からは、近年の議員選挙において無投票・定数割れが増加しており、このまま増え続けると仮定した場合、次の統一地方選までには、全国の3分の1を超える34.1%の議会が無投票になる可能性があるとの見解が示されています。このため、地域の代表を選出する選挙を持続するための被選挙権年齢引下げ等の対策が求められています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、様々な権利が得られると同時に、相応の義務を負うことになる成人年齢との均衡や、選挙権年齢と被選挙権年齢を一致させている国際的な潮流を踏まえ、被選挙権年齢については、満18歳以上に引き下げるとともに、若者の政治参画を促進するために、立候補時の年齢に応じた供託金の見直しや、地方議会議員の報酬の在り方、さらには若者団体の活動継続に必要な支援の在り方について、抜本的な改革を行うことを求める意見書案です。

よろしくお願いします。

○山田委員長 次に、AGORAさん。

○上田委員 政策チームAGORAからは、7本の意見書案を提出しております。提案理由を

説明申し上げます。

1つ目は、「日本学術会議の独立性・自律性を尊重し慎重審議を求める意見書（案）」です。

現在、国会で審議中の政府提出の日本学術会議法改正案は、現行法の枠組みを大きく転換し、学術会議を国の機関から特殊法人へ移行させるものです。

しかし、同会議の独立性と自律性は、憲法に保障された学問の自由の根幹をなすものであり、その法的根拠となる制度の変更は極めて慎重に行われるべきです。

とりわけ、2020年の会員任命拒否問題に対する説明責任が果たされていない中での制度改編は、かえって不信を増大させかねません。

独立性の確保が不十分なまま法人化が進められれば、日本の学術の発展にとって深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

したがって、政府及び国会には、学問の自由を真に保障する制度となるよう、法案の慎重審議を強く求め、提案するものです。

2つ目は、「介護保険制度の抜本的な改善と介護従事者のさらなる処遇改善を求める意見書（案）」です。

急速に進行する高齢化の下、介護保険制度の持続可能性と介護サービスの安定的な提供は喫緊の課題です。特に訪問介護分野では、令和6年度の基本報酬引下げが小規模事業所の経営を直撃し、倒産や人手不足の深刻化を招いています。

移動時間や物価高騰の影響を受けやすい業態であるにもかかわらず、加算制度に依存した対応では限界があり、現場の疲弊は深まるばかりです。このままでは「介護の社会化」という制度の理念が損なわれかねません。

よって、1、訪問介護者への調査と実効的な支援策の早急の実施とともに、2、介護従事者の処遇改善を一層進め、人材確保とサービスの質の維持を図ることを強く求め、提案するものです。

3つ目は、「児童の朝の居場所確保に向けたさらなる支援の充実を求める意見書（案）」です。

近年、子育て世帯の就労環境の変化により、登校前の朝の時間帯における児童の安全・安心な居場所の確保が喫緊の課題となっています。特に低学年の子を持つ家庭では、登校前に子どもを見守ることが難しく、いわゆる「小1の壁」が保護者の就労継続の大きな障害となっています。

令和4年度の厚生労働省調査、仕事と育児の両立等に関するアンケート、221ページによれば、子の小学校入学から1年生修了までに正社員の母親のうち38.5%が離職しており、その多くが理由として、仕事と育児の両立が難しかったと回答しています。

さらに、245ページでは、育児支援制度があっても利用できなかった、保育サービスの不足、子どもの病気対応や勤務時間の問題など、両立困難な背景に多様な要因が複合的に存在することが示されています。

こども家庭庁の調査、朝の居場所に係るデータでも、朝に1人で過ごす時間があり不安との保護の声が多くある一方で、朝の居場所支援を実施・検討している自治体はわずか3%にとどまっており、支援制度の導入は全国でごく一部に限られています。

令和7年度からの補助金制度は、一定の前進といえるものの、任意事業に依存する仕組みでは、地域間格差の是正や継続的な運営体制の確立には不十分です。人材、場所、予算の課題に悩む自治体にとっては、実行可能性が極めて低いのが現実です。

よって、児童が安心して過ごし、保護者が安心して働ける社会を実現するため、国の責任において、法制上・財政上の抜本的な制度を早急に新設するとともに、先行的に取り組む自治体に対しても実効性ある支援策を講じるよう強く求め、提案します。

4つ目は、「婚姻の平等の早期実現を求める意見書（案）」です。

全国5つの高等裁判所、札幌・東京・名古屋・大阪・福岡が、同性婚を認めない現行法について、憲法13条、14条、24条に反する違憲または違憲状態との判断を下しました。一審で合憲とされていた大阪訴訟も控訴審では違憲とされ、司法判断は明確な方向性を示しています。

裁判所の違憲立法審査権の最終判断は、最高裁に委ねられますが、当事者の人格的利益が長年損なわれ、人生の節目や最後のときも法的保障を受けられないという人権侵害の放置は、人道上、そして命の問題でもあります。同性婚の法制化を待ちながら亡くなった方も多くおり、これ以上の先送りは許されません。

最高裁が来年にも統一判断を示す見通しであるとはいえ、政治が責任を果たし、今すぐにも立法に向けた準備と議論を始めるべきです。

全ての人が尊厳を持って生きられる社会のために、本議会は政府及び国会に対し、同性婚の法制化と早期に実現するための法的措置を強く求め、提案するものです。

5つ目は、「包括的差別禁止法の制定等を求める意見書（案）」です。

我が国では、性別、障害、性的指向、民族等に基づく差別が依然として存在し、制度的な

対応の遅れが国際的にも厳しく指摘されています。自由権規約や人種差別撤廃条約などを批准しながら、包括的な差別禁止法が未整備であることは、国際的な法的義務に反するだけでなく、国内の人権保護にも重大な空白を生じさせています。

国連の各人権条約機関からも日本に対し、包括的差別禁止法の制定、個人通報制度の導入、独立した人権救済機関の創設を繰り返し勧告されており、これらを実現することは、人権保障の最低限の基盤です。全ての人が差別から自由で尊厳を持って生きられる社会のため、政府と国会に対し、これらの法整備を早急に行うよう求め、提案します。

6つ目は、「就職氷河期世代の生活基盤強化と包括的支援制度の確立を求める意見書（案）」です。

現在、年金制度改革の議論が進む中、将来不安を抱える世代への対応が重要な課題となっています。中でも就職氷河期世代は、バブル崩壊後の深刻な不況期に卒業・就職を迎え、多くが非正規雇用や不安定な働き方を強いられました。その結果、長期にわたる低所得や年金未納・未加入の問題を抱え、今なお生活の基盤が不安定なままの方もいらっしゃいます。

こうした困難は、本人の努力不足ではなく、制度の不備と政策の空白によって生じた社会的課題であり、整備が責任を持って制度的に是正する必要があります。特に今後この世代が高齢期に入るに当たり、就労支援のみならず、住まい、医療、介護、福祉など、生活全体を支える包括的対策が求められています。

よって、1、単身者や定年金世帯が安心して暮らせる公的住宅の整備・供給の拡充。

2、多様な働き方に対応する社会保障制度の整備。

3、就労・福祉・医療・介護・メンタルヘルス等を一体的に支える「横断的かつ持続的」な支援体制の確立を通じ、孤立を防ぎ、誰も取り残さない社会の実現を強く求め、提案するものです。

7つ目は、「プラスチック汚染の根本的解決に向けた包括的制度の整備を求める意見書（案）」です。

プラスチックは、私たちの生活に欠かせない素材である一方、その過剰な使用と廃棄は、海洋、大気、土壌を通じたマイクロプラスチック汚染を引き起し、生態系や人の健康に深刻な影響を及ぼしています。

こうした課題に対処するため、国際社会では、法的拘束力のあるプラスチック条約の策定に向けた政府間交渉が進められており、2024年の釜山会合では、各国の意見の対立により合意には至りませんでした。2025年8月には、スイス・ジュネーブで協議が再開される予定

です。

日本は、一人当たりプラスチック廃棄量が多い国の一つとして、国際交渉においても、また国内対策においても積極的な役割を果たす責任があります。今後の条約交渉への貢献と並行して、国内では、使用抑制（リデュース）を柱に、再利用や回収、再資源化を促進する制度の整備・拡充が急務です。

使い捨て型社会から循環型社会への本格的な転換は、将来世代への責任であり、その実現には包括的な制度整備と国際的責務の着実な履行が不可欠です。

よって、政府に対し、さらなる対応を強く求め、提案をいたします。よろしくお願いいたします。

○山田委員長 ただいま御説明のありました意見書案の取扱いについてですが、意見書等調整小委員会で御協議いただくこととし、6月定例議会の最終日である6月24日火曜の本委員会で、小委員会における協議の経過及び結果について、御報告を受けることといたします。

○山田委員長 次に、一般質問についてです。

資料3「一般質問順序・通告者氏名・質問日一覧表」を御覧ください。

一般質問の質問日については、1、公明党、岡崎義顕議員、2、永久の会、高山泰三議員、3、文京維新、宮崎こうき議員の3人が6月5日の木曜日に、4、AGORA、品田ひでこ議員、5、日本共産党、金子てるよし議員の2人が6月6日金曜に、6、自由民主党、私、山田ひろこ、7、自由民主党、市村やすとし議員の2人が6月9日月曜に、それぞれ一般質問を行うこととしたいですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○山田委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

次に、休憩時間についてですが、質問者ごとに、それぞれ10分程度の休憩を取ることとしたいですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○山田委員長 そのように決定させていただきます。

○山田委員長 次に、議席の変更についてです。

資料4「文京区議会本会議場座席表」を御覧ください。

本会議場の議席について、資料1ページ目の現状の議席から、資料2ページ目の議席に変

更することとしたいですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○山田委員長 では、そのように決定させていただきます。

なお、本件については、本日の本会議に、議長発議により提案し、議決することといたします。

○山田委員長 次に、全員協議会の座席についてです。

資料5「全員協議会座席表」を御覧ください。

全員協議会の座席について、資料1ページ目の現状の座席から、資料2ページ目の座席に変更することとしたいですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○山田委員長 そのように決定させていただきます。

○山田委員長 次に、議員用メールボックスの配置の変更についてです。

資料6「議員用メールボックスの配置表」を御覧ください。

議員用メールボックスの配置について、資料1ページ目の現状の配置から、資料2ページ目の配置に変更することとしたいですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○山田委員長 そのように決定させていただきます。

○山田委員長 次に、議事日程・追加議事日程についてです。

資料7「議事日程・追加議事日程」を御覧ください。

事務局長から、本会議の日程について、報告を受けたいと思います。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 それでは、本日の議事日程でございます。

日程第1から第4までとして、総務区民委員会に付託予定の条例案2件、事件案2件ございます。

次に、日程第5から第7までとして、建設委員会に付託予定の条例案3件でございます。

次に、日程第8から第20までとして、文教委員会に付託予定の条例案5件、事件案8件でございます。

次に、本日の追加議事日程です。

追加日程第21として、「議席の変更について」でございます。

以上でございます。

○山田委員長 次に、請願についてです。

資料8「請願文書表」を御覧ください。

資料のとおり、それぞれ所管委員会に付託することとしたいですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○山田委員長 そのように決定させていただきます。

○山田委員長 次に、本会議の流れ及び所要時間について、事務局長から報告を受けたいと思います。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 それでは、本日、6月2日の本会議の流れでございます。

開議宣告の後、会議録署名人として、宮崎こうき議員と浅田保雄議員が指名されます。

次に、6月定例議会の議会期間の宣告が行われ、6月2日から6月24日までの23日間とされます。

次に、諸般の報告として、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した契約変更の報告について1件、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した和解及び損害賠償額の決定に関する報告について1件、令和6年度文京区一般会計予算の明許繰越しの報告について、令和6年度文京区一般会計予算の事故繰越しの報告について、法人の経営状況を説明する書類の提出について、計5件の報告がございます。

次に、日程の追加が行われます。

追加日程第21として、「議席の変更について」が日程に追加されます。

次に、日程に入ります。

まず、日程第1から第4までとして、議案第1号及び第2号、並びに第11号及び第12号の4件が一括して議題とされ、佐藤副区長の提案説明の後、総務区民委員会に付託となります。

次に、日程第5から第7までとして、議案第3号から第5号までの3件が一括して議題とされ、佐藤副区長の提案説明の後、建設委員会に付託となります。

次に、日程第8から第20までとして、議案第6号から第10号まで、及び第13号から第20号までの13件が一括して議題とされ、佐藤副区長の提案説明の後、文教委員会に付託となります。

次に、日程第21として「議席の変更について」が議題とされ、議席が変更となる議員を書記朗読の後、簡易表決による採決となります。

次に、請願の付託を行います。請願文書表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託されます。

以上で本日の日程が終了し、散会宣告となります。

続きまして、6月5日、6日、9日の本会議の流れでございます。

まず、6月5日木曜日です。

開議宣告の後、会議録署名人として、のぐちけんたろう議員と品田ひで子議員が指名されます。

その後、日程に入り、岡崎義顕議員、高山泰三議員、宮崎こうき議員の順で一般質問が行われ、日程が終了し、散会宣告となります。

次に、6月6日金曜日です。

開議宣告の後、会議録署名人として、吉村美紀議員と上田ゆき子議員が指名されます。

その後、日程に入り、品田ひで子議員、金子てるよし議員の順で一般質問が行われ、日程が終了し、散会宣告となります。

次に、6月9日月曜日です。

開議宣告の後、会議録署名人として、松平雄一郎議員と岡崎義顕議員が指名されます。

その後、日程に入り、山田ひろこ議員と市村やすとし議員の順で一般質問が行われ、日程が終了し、散会宣告となります。

次に、所要時間でございますが、本日の会議は20分程度と見込んでおります。

6月5日木曜日は、岡崎義顕議員が質問答弁を合わせまして約52分、高山泰三議員が質問答弁を合わせまして約36分、宮崎こうき議員が質問答弁を合わせまして約43分、これに休憩時間を加味し、全体で2時間35分程度と見込んでおります。

6月6日金曜日は、品田ひでこ議員が質問答弁を合わせまして約37分、金子てるよし議員が質問答弁を合わせまして約53分、これに休憩時間を加味し、全体で1時間42分程度と見込んでおります。

6月9日月曜日は、山田ひろこ議員が質問答弁を合わせまして約51分、市村やすとし議員

が質問答弁を合わせまして約40分、これに休憩時間を加味し、全体で1時間43分程度と見込んでおります。

本会議の流れに関する説明は以上です。

○山田委員長 ありがとうございます。

ただいまの事務局長の説明のとおりとしたいですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○山田委員長 そのように決定させていただきます。

○山田委員長 次に、展望ラウンジ閉鎖に伴う議場ロビーの一般開放についてです。

資料9「展望ラウンジ閉鎖に伴う議場ロビーの一般開放について」を御覧ください。

シビックセンター改修工事による令和8年12月までの展望ラウンジ閉鎖に伴い、24階議場ロビーの一般開放について、幹事長会で協議されましたので、その内容について事務局長から説明を受けたいと思います。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 まず、1の概要ですが、シビックセンター改修工事により、令和8年12月まで展望ラウンジが閉鎖となることから、改修工事期間中の代替場所として、24階議場ロビーの一般開放を行うものでございます。

次に、2の(1)開放日時ですが、7月は、7月15日火曜日、16日水曜日、8月は、13日水曜日、14日木曜日に、午前9時から午後4時まで開放いたします。

次に、2の(2)の開放範囲ですが、2ページ目を御覧ください。

議場ロビーを開放することに加え、右上の写真のとおり、議場傍聴席の扉も開放し、議場内を見られる状態といたします。

1ページ目にお戻りください。

最後に、3の周知方法ですが、区報、区公式SNSによる事前周知に加え、開放期間中は、1階・地下2階高層用エレベーター前に案内看板を掲出するとともに、地下2階マルチビジョンで案内を放映いたします。

説明は以上でございます。

○山田委員長 ただいまの事務局長の説明のとおり、7月から一般開放を実施したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○山田委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

○山田委員長 その他です。

委員会記録についてです。

本日の委員会記録については、委員長に御一任願いたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○山田委員長 ありがとうございます。

○山田委員長 それでは、これで議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前 10時43分 閉会